

社援発 0119 第 30 号
障 発 0119 第 1 号
令和 4 年 1 月 19 日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）

社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 28 号）が本日付で公布されたところである。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号。以下「一部改正法」という。）第 3 条の 2 の規定により、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）に准介護福祉士に係る規定が創設されることに伴い、法において新設される政令への委任事項を、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「令」という。）に規定するとともに、社会福祉士等の欠格事由に係る対象法律を追加すること、その他所要の規定の整備を行った。

各自治体におかれては、貴管下市区町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

記

第 1 社会福祉士等の欠格事由に係る対象法律の規定の改正

- 1 社会福祉士等の欠格事由に係る「社会福祉又は保健医療に関する法律の規定」の規定に精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）等を追加した。（令第 1 条、第 14 条の 2 及び令附則第 3 条関係）
- 2 精神保健福祉士の欠格事由に係る「精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定」の規定に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等を追加した。（精神保健福祉士法施行令第 1 条関係）
- 3 公認心理師の欠格事由に係る「保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定」の規定に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）等を追加した。（公認心理師法施行令第 1 条関係）

第2 准介護福祉士の登録等に係る規定の新設及び改正

1 准介護福祉士の欠格事由に係る対象法律の規定の新設

准介護福祉士の欠格事由に係る「社会福祉に関する法律の規定」の規定として児童福祉法等を規定した。（令附則第2条の2関係）

2 准介護福祉士の変更登録等の手数料の額及び登録手数料の額の新設

(1) 准介護福祉士の変更登録等の手数料の額を1,200円とした。（令附則第2条の3関係）

(2) 指定登録機関が准介護福祉士の登録を行う場合における准介護福祉士の登録手数料の額を3,320円とした。（令附則第2条の4関係）

第3 准介護福祉士に関する事務の所轄に係る規定の新設

当分の間、准介護福祉士に関する事務は、社会・援護局及び同局福祉基盤課の事務であることを規定した。（厚生労働省組織令附則第4条関係）

第4 その他所要の改正

一部改正法の施行に伴う条ずれ等の条項目の技術的整理を含む所要の改正を行った。